

2017年度 日本国際経済学会 全国大会 ヨーロッパ・セッション  
2017年10月22日  
日本大学経済学部

EU単一市場と国際生産要素移動

安藤研一 (静岡大学)

## 目次

I. はじめに.....	1
II. 国際生産要素移動に関する制度的枠組み.....	1
III. 国際生産要素移動の実態.....	5
III-1. 国際労働力移動の実態.....	5
III-2. 直接投資の実態.....	7
III-3. 労働力移動と直接投資.....	9
IV. EU単一市場の二面性.....	10
V. むすびにかえて.....	15
図表.....	16
参考文献.....	20

### 【概要】

近年「複合危機」に見舞われているEUについて、その根本原理に立ち返って再検討することは、重要な意味を有する試みである。

本稿は、EU経済統合の基盤をなすと言われるEU単一市場について、特に、「人、資本の域内自由移動」について研究を進める。より具体的には、「人の自由移動」に関しては外国人労働者の域内移動に、「資本の自由移動」に関しては直接投資とその実行主体である多国籍企業の展開に焦点を絞って分析を行う。近年のEUを巡る危機的状況の根底には雇用労働問題があり、外国人労働者や多国籍企業に代表される国際生産要素移動が、直接的、間接的にこの問題と関連しながらも、両者を接合するような形での研究が十分なされてこなかったからである。

本稿では、まず「人、資本の域内自由移動」を保証するEUの枠組みを概観し、そうした枠組みの下での「人、資本の移動」の動態を確認していく。ダイナミックな「人、資本の移動」が雇用労働問題にもたらす影響について検討し、EUの対応についてその限界も含めて分析する。最後に、今後の課題を示唆して結びとする。

## I. はじめに

近年「複合危機」(遠藤, 2016)に見舞われている欧州連合 (European Union, EU) について, その根本原理に立ち返って再検討することは, 重要な意味を有する試みである。2009年にギリシャの財政赤字粉飾発表に端を発するユーロ危機, 2015年からの移民・難民危機, そして, 2016年のイギリスのEU離脱決定 (British exit, Brexit) といった一連の危機に直面したEUは, 2017年3月に今後の統合の進め方に関する白書を発表した (European Commission, 2017a)。更にその白書を補足する形で5つの「熟考書 (Reflection Paper)」を同年7月までに発表し, EU市民の意見を求めている。「同白書」は, 野心的な統合計画から現状維持的な消極的なものまで, 5つのシナリオを提示しているが, これは度重なる危機を巡ってEUに対する批判が高まってきたことを反映している。確かに, 同年5月にフランス国民が, アンチ・EUのM. Le Penではなく, 親EUのMacronを大統領に選んだことを受けて, アンチ・EU機運の高まりは後景に退いたかにみえる。しかし, Macron新大統領の下でのフランス経済の再活性化は未だ不確実であり, EU第二の大国であるイギリスの離脱がもたらす影響も侮れないところである。このような現状に直面して, 今一度これまでのEU統合のあり方について再考することが本稿の目的のひとつである。

1985年の単一欧州市場 (Single European Market, SEM) 計画以来, EUの経済統合は域内市場の完成・発展を基礎にして再稼働してきた。SEMは, 財・サービス・人・資本の四つの「自由移動」を柱とする自由な市場を指すが, 財・サービスの自由移動と人・資本の自由移動では意味が異なる。前者が, 基本的には商品流通であるのに対して, 後者は生産要素移動に関わるからである。本稿では, 後者の人と資本の自由移動に焦点を絞りながら, 制度的枠組み, 実態, 意義について分析していく。その際, 人の移動については労働力移動を資本移動については直接投資・多国籍企業を対象として議論を進める。

## II. 国際生産要素移動に関する制度的枠組み

1980年代中葉から欧州統合が再興してきた背景に, 1992年までにSEMを形成するという市場統合計画があった。SEMは, 財とサービスの自由貿易のみならず, 労働力と資本という生産要素の自由移動を確立する共同市場を意味している。このSEMは, 1980年代前半までに明らかとなった西欧経済の日米に対する立ち遅れ, 特にハイテク部門における遅れに対する解決策として提起された。共同市場を確立するため, 物理的, 技術的, 税障壁を除去する300近いEU法を特定多数決制に基づいて導入することとした単一欧州議定書 (Single European Act, SEA) が1985年12月の欧州理事会で合意された。特定多数決制という他の国際機関には見られない意思決定, 国内法に優越するEU法の権威の確認, 相互承認による障壁の除去といった新たな方法論によって再始動した欧州統合は, その後の経済の復調も相まって欧州のみならず, 世界中の耳目を集めることとなった。その意味で, SEMは, 西欧経済の停滞という客観的条件に直面したEUの政治的意思の表れであり, その期待に一定程度こたえるものであった (安藤, 1994)。

ところで、SEM は欧州統合の再活性化の契機とはなかったが、既に 1957 年のローマ条約に共同市場の基本的な規定があったことを指摘しておこう。即ち、ローマ条約第 2 部が「共同体の基礎」として関税同盟のみならず、同第 3 篇において「人、役務および資本の自由移動」について規定している。勿論、ローマ条約は一般的な規定を述べているにすぎず、それを補足する形で各種の EU 法が導入されなければ意味が無い。しかしながら、既に 1950 年代末には SEM の基礎が置かれ、1960 年代から少しずつ EU 法が整備されてきていたことは、留意すべきところである。Böhning (1972) は、EU 域内の人の移動に関わる 1960 年代の法整備状況を総括したうえで、「EEC の自由移動に関するシステムは…これで終わりというわけではない…が、基本的な法律上の特性はしっかりと確立し、今後十年間大きな変更を必要としないであろう」(p.24) と評価している。また、EU の枠組みとは別途に自由化の流れが進んできたこともまた、指摘されねばならない。ローマ条約における為替取引の自由化などを含む諸規定(第 68 条から第 72 条)そのものが、IMF 固定相場制の崩壊や資本移動のグローバルな自由化の中で不必要なものとなっていった。同時に、ローマ条約には直接投資に関わる明示的な規定そのものが、存在していなかった。<sup>1</sup>

同時に、EU による制度的な枠組み整備と実際の経済活動が、必ずしも軌を一にするものでないこともまた、確認しておこう。確かに、Böhning が言うように、1960 年代に EU 法上の規定はある程度整備されたかもしれないが、同書の中で彼自身が示しているように、外国人労働者の動向は、EU 域内での移動よりもむしろトルコなどの域外から EU に移動してくる労働力が過半を占めるようになってきた。他方、直接投資の明示的規定はなくとも、アメリカ企業の対欧進出は、「アメリカの挑戦」(セルバンシュレベール、1968)と危惧された。Franko (1976)は、欧州系多国籍企業自身が EU を含む欧州域内において活発に活動していた状況を描きだした。それ故、EU 法の整備状況とそれに対応した経済実態の間には、一定の齟齬がありうると言える。

SEM が四つの自由移動を追求しながらも、個々の分野における制度的枠組みの間には、当然、大きな相違があることを認識しておくべきである。生産要素移動に着目しながら SEM の意義について評価する本稿の趣旨に沿って、そうした制度的枠組みの詳細を確認しておこう。その際、労働力と資本が生産要素として想定されるが、後者には大別して二種類の資本移動がある。即ち、一方で資金としての資本移動、即ち、証券投資や金融取引があり、他方で、直接投資に代表される経営主体としての(多国籍)企業の移動が含まれる。両者はともに経済的に重要なものではあるが、実態経済に対して直接的な影響を有することから、本稿では後者に焦点を絞り、労働力移動との対比も含みながら検討していく。

EU における労働力移動と直接投資に関する制度的枠組みは、直接的なものと間接的なものに分かれる。人の国際移動は、その性格により多様なものに区分けされ、EU による「人の自由移動」もそのことを反映している。観光客にはじまり、留学生や域外からの移民・難

---

<sup>1</sup> 2009 年発効のリスボン条約は、直接投資が EU の専管事項であることを初めて明示したが、後述するように、それは必ずしも包括的なものでもなかった。

民も一旦 EU 域内に入れば、EU 域内国境を越えて移動しうる。しかし、ここでは労働力の国際的移動について考えていこう。<sup>2</sup>国境を越えて移動してきた労働者は、通常「外国人労働者」という事になるが、EU においては EU 域内出身の「外国人労働者」は「移動労働者 (mobile worker)」と呼ばれ、EU 域外からのものに関しては「移民労働者 (immigrant worker)」と呼ばれる。そして、前者に関しては基本的に EU レベルでその枠組みが設けられ、移動労働者の自由な職業選択を保証することになっている。EU 法や欧州裁判所の判決などは、各種の資格の相互承認などを通じて、移動労働者の活発な動きを支えることとなっている。<sup>3</sup>それに対して、後者の取り扱いは基本的に各国レベルで処理されることになっている。そのため、技能労働者の受入などを巡っては、加盟国間で対立が生じたとしても、EU としてできることには限界がある。<sup>4</sup>

EU 域内の労働力移動に関して更に、2000 年代に新たな動きが生じてきている。即ち、2004 年、2007 年の EU 東方拡大である。1990 年前後に中東欧の社会主義体制が崩壊し、資本主義化への移行を模索する中で、中東欧諸国の EU 加盟が模索された。中東欧 8 カ国と地中海のマルタ、キプロスを含む 10 ヶ国が 2004 年に、ブルガリア、ルーマニアの 2 カ国が 2007 年に EU への加盟を果たした。<sup>5</sup>中東欧の新規 EU 加盟国に対して、財、サービス、資本の自由移動は加盟当初から基本的に許容されていたが、人の自由移動については 7 年間の過渡期が設定されていた。イギリス、アイルランド、スウェーデンは、2004 年の東方拡大に際しては、特に過渡期を設定しなかったが、2007 年の拡大時には他の加盟国と同様の過渡期設定を行った。最終的に、これらの過渡期は 2010 年代には終了することになるが、そのために EU の東方拡大と新旧加盟国間での人の移動に関しては、一定のタイムラグが生じることになる。

直接投資に関わる EU としての公式の取組は、2000 年代に入ってから新たな段階を迎えている。先に述べたように、ローマ条約では EU の基礎を共同市場と定義しながらも、明示的に直接投資に関する規定は存在していなかった。勿論、直接投資や多国籍企業そのものが存在しなかったわけでも、認識されていなかったわけでもない。直接投資という用語が明示的に使われてはいなかったが、「営業の自由」に関する規定は、域内における直接投資の制限や規制を禁止するものであった。直接投資が、EU としての専管事項として明示的に位置

---

<sup>2</sup> 労働力移動のみならず、「人の自由移動」について包括的に扱ったものとしては、例えば、岡部 (2016) を参照されたい。

<sup>3</sup> 「人の自由移動」に関する判例については、例えば、中村・須網 (2010) 第Ⅲ部が代表的な諸例を紹介している。

<sup>4</sup> 域外からの人の移動に関して、EU としての枠組み、指針を構築していこうという動きが、最近見られるようになってきている。例えば、基本的人権に基づき、域外からの家族の呼び寄せ等に関するものなどがそれであるが、そうした EU としての枠組み作りはまだ始まったばかりであり、必ずしも経済的課題に対応するわけではない。(2017 年 9 月 20 日欧州委員会雇用総局でのヒアリングより)

<sup>5</sup> 2013 年にクロアチアが 28 番目の EU 加盟国となったが、本稿の課題である生産要素移動、特に、労働力移動に関しては 7 年間の過渡期が課せられている。

付けられるようになったのはリスボン条約においてであり、それは共通通商政策 (Common Commercial Policy, CCP) の一環としてであった。このことを受けて、EU が直接投資に関する政策をより具体化する中で、加盟国と EU の役割分担も明確にされてきた。即ち、直接投資の受け入れに関しては、各加盟国が対応することとされ、他方、残余世界に向けての直接投資に関わる問題については、EU が対応することとされた (European Commission, 2010)。前者に関しては、所謂「補完性原理」に基づいて各加盟国が権限を行使することを反映しているというだけでなく、直接投資受入が生産と雇用の拡大に寄与することを期待する各国が、誘致に力を入れているために、汎 EU 的な枠組みでもって管理することが困難であることにもよる。他方、後者に関しては EU 域外に進出する企業の利害を保護する際に、その経済外交力を最大限発揮するために EU としてまとまる意義への共通理解があるろう。

EU の制度、政策が外国人労働者や直接投資に影響するのは、上記のような直接的なものだけでなく、間接的なものも含まれる。労働力移動に関しては、単に自由化の枠組みを整えるだけでなく、労働市場における取引費用 (transaction cost) の削減を進める方策を取ってきている。<sup>6</sup>域内国境を越えた「労働市場」を構築しようとする EU の試みは、「労働市場」に固有の取引費用に対する働きかけが必要となってくる。新規採用の募集と応募に関する情報を、EU レベルで提供する EU のインターネットサービスである EURES などは、その最たる例であろう。<sup>7</sup>他方、「労働」は単なる商品ではなく、人間に体化されたものであるが故に、直接的な代金である「賃金」のみによって、取引されるわけではない。国境を越えた移動においては、健康保健、失業保険や年金などといった社会保障関連の諸権利が、どの程度維持、移転されるのか、という事も重要な要件となる。そのため、EU は社会保障関連の権利の移転可能性 (portability) の確保を通じて、域内の労働力移動を活性化させようとしてきている。<sup>8</sup>

他方、直接投資に間接的に関わる政策の典型例が、EU 競争政策である。直接投資受入が雇用などに好影響を持つことが期待される時、受け入れを争う国、地方間でし烈な誘致競争が生じることは、世界中で知られている。しかし、そのような競争が、時に期待される効果以上の補助金提供となることへの懸念もある。EU の競争政策は、基本的に域内市場における公正な競争条件を維持することを目指すものではあるが、受入国、地方が提供する補助金が当該企業の生産費用を過度に引き下げると、競争条件の歪みをもたらすことを根拠とし

---

<sup>6</sup> Coase (1936)が指摘するように、市場での取引には多様な費用が掛かるものである。取引相手を探し、契約を結び、その契約が遵守されることを監視するためには、夫々探査費用、交渉費用、監督費用が掛かるのである。

<sup>7</sup> EURES の HP アドレスは、以下の通り。

<https://ec.europa.eu/eures/public/en/homepage>

<sup>8</sup> 近年 EU は、「外国派遣労働者 (posted worker)」に関して新たな規制を導入しようとする動きがある。この問題は、2017年9月20日の欧州委員会雇用総局でのヒアリングで示唆されたことであり、本稿の準備においては十分な分析が出来なかった。今後の課題としたい。本稿脚注 18) も参照のこと。

て、誘致策に対して一定の制限を掛けている。それは、受入国、地方の経済発展度などの条件に応じて補助金の上限などを設定するものであり、世界的にみて、過度な誘致競争を防いでいる好例である、との評価がある (Thomas, 2007).<sup>9</sup>

### Ⅲ. 国際生産要素移動の実態<sup>10</sup>

前節で見たように、国際的な生産要素移動に関連した EU の直接的、間接的な制度枠組みが構築されてきたが、それを背景とした国際生産要素移動の実態的動向を確認していこう。

#### Ⅲ-1. 国際労働力移動の実態

EU における外国人労働者を明確に確定することは、決して容易な作業ではない。そのため、EU 自身も、20 歳から 64 歳までの人口のうち、当該国の市民権を有していないものを外国人労働者の近似としてデータの収集、分析をしている。<sup>11</sup>本稿でも、特に断らない限り、そうした定義に従って、Eurostat などからデータを収集し、分析を進めていくことにする。外国人労働者は、2016 年時点で 2,680 万人に達し、EU の総労働力人口比で 8.8%を成している。この 2,680 万人は更に EU 域内出身者、EU 域外出身者に大別され、前者が 1,180 万人、後者が 1,500 万人である。そのため、EU 域内出身者は EU 労働力人口の 3.9%、総外国人労働者の 44.1%を占めている。EU 域内における人の移動を自由化してきたとは言え、2016 年時点で未だ域外から流入したものが多く、というのが現状である。<sup>12</sup>それでも、EU 域内出身外国人労働者は、2005 年の 810 万人、対総外国人労働者比率 32.7%からは大幅な伸びを示してきている (図表-1)。

EU は、域内出身外国人労働者を移動労働者 (mobile worker)、域外出身者のそれを移民労働者 (immigrant worker) と呼んでいるが、更に前者の詳細を確認していこう。移動労働者の受入は、ドイツの 294 万人を筆頭にして、圧倒的に旧加盟国であり、イギリス、イタリア、スペイン、フランスの 5 カ国だけで 879 万人、全体の 74.4%に達している (European Commission, 2017b, pp.23-26)。なお、移動労働者の出身国を個別の加盟国ごとにみた Eurostat のデータが欠けているために、全年齢層の他の EU 加盟国市民権保有者の出自と現在居住地の地理的構成を見てみよう (図表-2)。それによれば、EU 出身外国人は、総計

<sup>9</sup> 近年、アイルランドに子会社を有する多国籍企業が法人税などを過小に負担していることも問題視されてきている。その際の論拠の一つも、受入国の措置が域内市場での競争を阻害、歪曲するという事にある。(日本経済新聞 2016 年 8 月 31 日)

<sup>10</sup> 特に断らない限り、本章における統計データは、Eurostat, UNCTAD のインタラクティブデータベースから収集、整理したものである。

<sup>11</sup> このような定義のため、長期間当該国に在留し、労働したものは、市民権を取得し、外国人労働者からは外れることになり、ここでの数字は過小評価となっている可能性を否定できない。European Commission (2017b)。

<sup>12</sup> 2015 年に発生した、シリア等からの難民流入、所謂「難民危機」もあり、EU 域外出身者が未だ多くを占めていることは疑いえないが、本稿では EU 域内に焦点を絞って考察を進めていくことにする。

で1,556万人を超えているが、その9割以上の1,509万人を旧EU加盟15カ国が受け入れているのに対し、新加盟EU13カ国には47万人の他のEU出身者が居住するのみである。他方、送出しの面から見れば、新規加盟の中東欧諸国と旧加盟国でほぼ半々ではあるが、前者の方が788万人と後者の768万人をやや上回っている。新規加盟国から旧加盟国への労働力移動は、EU域内の経済格差がその一因であると言えよう。

更に注目すべきことは、旧加盟国間相互の間での人の行き来が見られることである。即ち、旧加盟国出身者768万人のうち、97.5%に当たる749万人が旧加盟国に在住しているのである。確かに、リーマン・ショック後の経済危機、ユーロ危機を経て、EU内部の先進地域である旧加盟国の中でも経済状況の相違が生じ、そのために人の移動が生じていることは否めないが、単純に経済格差のみが労働力を移動させているわけではないことを示唆するものである。

図表-2で示された1,000万人を超すEU域内出身外国人は、20~64歳の労働力人口に該当するものであり、必ずしも、全員が何らかの職に就いているわけではない。そのため、移動労働者の状況を知るためには、より詳細な分析が必要となる。そして、欧州委員会による各種の調査によれば、移動労働者には幾つかの特徴がある。即ち、相対的に高い就業率、劣悪な雇用・労働条件、過剰資格問題、そして、送出し国の相違による移動労働者の状況の相違などである。2015年時点での就業率は、自国民70.5%に対してEU域内出身外国人74.0%と、後者の方が高くなっている。更に、EU出身者を新旧加盟国間で区分したもので見れば、旧加盟国出身者が73.7%に対し、新規加盟国出身者では74.2%となっている。EU域内で人の自由移動が認められているとはいえ、移動する人々はまずもって就労目的で移動していることが確認できる(図表-3)。<sup>13</sup>

EU域内出身外国人が、就労目的で移動しているとしても、その雇用条件は必ずしも良好なわけではない。例えば、失業率で見た場合、自国民よりもEU出身者の方が押しなべて高くなっており、特に新規加盟国出身者のそれは2%ポイント以上高いのが実情である。更に、高い就業率を支えているのは、受入国民より劣悪な就労条件を受け入れているからである。期限付き雇用、パートタイマーは、自国民であればそれぞれ12.9%、18.4%であるのに対して、移動労働者の場合は15.9%、23.2%となっていることが、このことを如実に示している。確かに、長期失業率に関しては、自国民50.7%に対して、移動労働者42.0%と低くなっているが、これは後者が受入国で失業者として留まるよりは、職を探して他国に移動したり、自国に戻ったりすることによる(図表-4)。

出身地域別にみた移動労働者の相違に関するデータは、必ずしも十分ではないが、それでも幾つかの興味深い特徴を指摘できる。既に指摘した就業率、失業率の差異に加え、就業職

---

<sup>13</sup> イギリスのEU離脱を巡る国民投票前の議論において、離脱賛成派は、中東欧からの移民がイギリスの良好な社会福祉を求めてのもの、所謂 *welfare tourism* であることを批判していたが、実際にそれは根拠薄弱なものであることがここでの数字からも分かる。なお、イギリスへの移民流入に拠る社会福祉財政への影響については、ポジティブな貢献が大きいことが、Dustmann & Frattini (2014)によって示されている。

種の相違も挙げられる。旧加盟国出身の移動労働者は、IT、保険金融、専門職において受入国民より高い比率で就業しているのに対して、新規加盟国出身者は製造業、建設業、輸送業、事務、家事作業員などにおいて、相対的に高い比率で就業している（European Commission, 2017b, pp.71-74）。そして、このことは後者のグループが、自ら有する資格以下の職種で働いている過剰資格状態にあることを危惧させる。確かに、新規加盟国の大卒対応職種の給与水準が、時に旧加盟国の単純労働職種のそれを下回る時に、このような過剰資格状態での就業が生じることになるであろう。しかし、このことは単なる「頭脳流出」に留まらず、「頭脳浪費」を意味することになる（図表-5）。

### III-2. 直接投資の実態

次に、もう一方の生産要素である資本について、直接投資に着目しながら確認していこう。そのため、世界全体での直接投資に関わる各種の統計を収集、発表している UNCTAD のデータから、EU の状況を抽出、整理してその特徴を見ていく。EU28 ヶ国を一つの集合体として見た場合、2001 年の IT バブル崩壊後、2008 年のリーマン・ショックに際して、EU の直接投資は、送出しで見ても、受け入れで見ても、大きく落ち込み、その後回復基調に戻ることが確認できる。そうした中、近年の特徴として、送り出しよりも受け入れが上回るようになってきており、2016 年の受入超過額は 958 億ドルに達している（図表-6）。

一見すると、EU が投資先としての魅力を増してきているかのように見えるが、ことはそれほど単純ではない。一つに、EU として見た場合、直接投資の受入は、他の EU 加盟国からの直接投資を含んでいるからである。他方、EU の直接投資受入のかなりの部分が M&A を通じたものである（図表-7）。M&A による直接投資は、株価の影響を強く受けるだけでなく、株式交換を通じて行われることが多々あり、そのために実態的な資金フローそのものが発生しないことがある。更に、在外企業が EU 系企業の有する無形資産を獲得することを目的として仕掛けてくる M&A は、必ずしも EU 経済の力強さを証明するものではないからである。M&A はまた、当該二社の重複部門を整理する形での事業再編成をしばしば伴い、直接投資の結果として雇用が創出されるのではなく、むしろ削減されることさえありうる。

労働力移動と同様に、EU 域内における直接投資の分布について確認しておこう（図表-8）。Eurostat のデータを整理した表によれば、受入面で見ると直接投資残高は、EU 全体で 5 兆 7000 億ユーロを上回っている。残高で見ると、直接投資の受け入れは圧倒的に旧加盟 15 カ国であり、全体の 89.7% を占めている。しかも、その送出し国もまた旧加盟国で、5 兆 6000 億ユーロ強、98.1% となっている。同時に、新規加盟 13 カ国の直接投資受入れ残高は、5,870 億ユーロで、全体の 10% 程度に過ぎない。そうした中、新規加盟国向け直接投資を担っているのは、やはり旧加盟国であり、全体の 90.5% を占めている。その意味で、EU が SEM によって共同市場を構築してきているとはいえ、直接投資はもっぱら旧加盟国間同士での相互投資が主流であり、全体としてみても旧加盟国が直接投資の主たる担い手である。



EUを巡る直接投資の動向について、その金額などを基本に概説したが、雇用と近年の動向に着目しながら、その特徴を更に詳しく見ていこう。EUの外郭機関であるEurofoundは、ホームページ上でEU域内における多種多様なリストラ情報を公表している。Ando (2017)は、このデータベースからEU系巨大多国籍企業の2004年から2016年までの事業再編案件を抽出整理し、分析した。<sup>14</sup>その一部を表にまとめているが、直接投資の実施主体である多国籍企業が雇用に大きな影響を及ぼしていることが分かる(図表-9)。確かに、多国籍企業は直接投資を通じて、国内の投資不足を一定程度補う役割を果たしていると言える<sup>15</sup>。ここで取り上げられたEU系巨大多国籍企業は、その事業再編により、本国で275件、16万人の雇用を生み出すと同時に、本国以外のEU加盟国では117件と件数は少ないながらも19万人弱の雇用を生み出している。総じて、EU全体で392件の事業再編を行い、35万人強の雇用が生み出されている。このような雇用創出の影響は、先に見たように、直接投資がもたら集中している旧加盟国のみならず、新規加盟国においても享受されている。直接投資残高が、EU全体の1割程度であったことからするならば、184件、12万人の雇用創出は、決して小さな数字とは言えないであろう。

同時に、多国籍企業による事業再編は、生産や雇用の拡大に留まるものだけでなく、それらの縮小を伴うものもある。実際、雇用削減を伴う事業再編は、件数で見ても、影響を受ける雇用者数で見ても、雇用創出型の事業再編を大きく上回っている。その中には、当該多国籍企業の内外子会社が倒産や被買収によって撤退するケースも含まれているが、EU全域で637件、50万人を上回る雇用者削減が報告されている。しかも、本国では比較的小規模な事業縮小が行われるのに対して、他のEU加盟国では相対的に大きな雇用削減策を実施している。加えて、新規加盟国においても雇用削減を伴う事業再編を行っているのである。中には、2009年のSiemensによるチェコ工場の閉鎖のように3000人規模のもの、2011年のNokiaによるルーマニア工場の閉鎖に伴う2200人規模のものすらある。<sup>16</sup>つまり、先に確認した直接投資の伸展は、単純に生産と雇用を拡大するだけでなく、時に雇用減少を伴う

---

<sup>14</sup> UNCTADが毎年発表している*World Investment Report*には、国外資産額で世界の上位100社のランキングが公表されている。そのうち、1年でもこのランキングに掲載されたことのあるEU加盟国を本国とする多国籍企業(89社)を抽出し、それらの企業に関してEurofoundで報告されているケースを全て拾い上げ、整理した。

<sup>15</sup> 「直接投資流入は、私的投資に貢献し、新たな資本をEUにもたらすであろう。…更に、知識と生産性の波及効果を通じて、EU経済により広い経済的效果を持ちうるであろう」(European Commission, 2016, p.34)。

<sup>16</sup> Siemensの事案については、

<http://www.eurofound.europa.eu/observatories/emcc/erm/factsheets/siemens-kolejov-vozidla-0> を参照。また、追加的情報として、

<http://www.eurofound.europa.eu/observatories/eurwork/articles/unions-mobilise-against-planned-closure-of-siemens-plant> も参照されたい。

Nokiaによるルーマニア工場閉鎖に関しては、

<https://www.eurofound.europa.eu/observatories/emcc/erm/factsheets/nokia-romania-0> を参照。

事業再編の可能性も伴うものである。

先に、EU を巡る直接投資における M&A の意味を示唆したが、ここでは新規開設投資（greenfield investment）についても見ていこう。UNCTAD は、2003 年以降の新規開設投資についても報告しているが、そのデータには一定の注意が必要である。と言うのも、新規開設投資の場合、時にその投資表明から、候補地の選択、施設の建設や当該施設での労働者の教育訓練までを要するために、長い期間を要し、当該の投資決定・表明から、実際の投資開始年が異なること、また投資全体が複数年にまたがることもありうる。そこで、2003 年から報告されている新規開設投資について、3 年間の移動平均を算出して、その動向を見ることにする。

新規開設投資は、2008 年のリーマン・ショック前後にピークに達した後、減少傾向を見せている（図表-10）。EU 全体では、2003-05 年には 1,300 億ドル程度であったものが、2006-08 年から 2008-10 年には 2,000 億ドルを超える水準にまで達した。しかしその後、2010 年代には 1,500 億ドルを下回っているのが実状である。ここで注目すべき事象は、リーマン・ショック後の動向における新旧加盟国間の差異である。即ち、新規加盟国は 2006-08 年までは順調に新規開設投資を受け入れてきていたのであるが、2008-09 年以降は一貫してその絶対額を低下させてきている。確かに、旧加盟国も 2007-09 年のピークから 2010-12 年にかけて新規開設投資の受け入れを縮小させてきてはいるが、その後は緩やかな増加基調に転じている。その意味で、少なくとも直接投資という観点からするならば、EU における投資の脆弱さは、近年では旧加盟国よりも新規加盟国での方が深刻なのである。

### Ⅲ-3. 労働力移動と直接投資

労働力も、資本もともに、まず旧加盟国相互で移動する一方、新規加盟国相互間での移動はごくごく限られている。更に、新旧加盟国間では労働力は新規加盟国から旧加盟国へ、資本は旧加盟国から新規加盟国へという流れが生じている。これらの流れは、各々独自の理由によって生じつつも、両者が相互に影響している面があることを見逃すべきではない。旧加盟国間への労働力移動の一部が高度熟練労働であるために、当該受け入れ経済における潜在成長力を開放しうるのに対し、送出し国においては「頭脳流出、頭脳浪費」によって成長力を抑制することにつながる。新規加盟国において人口動態が高齢化局面に入り、幾つかの国では絶対的な人口減少も始まる中で、労働力流出が進んできていることは、直接投資を構想している企業にとっては、投資の魅力が減退してきていることを意味する。<sup>17</sup>つまり、東から西への労働力移動が、西から東への直接投資減退への誘因となるのである。先の新規加盟国向けの新規開設投資の減少傾向は、単純に生産要素移動が要素価格の均等化によって減退してきているというよりは、人口動態とその当該経済への影響というよりダイナミック

---

<sup>17</sup> 日本貿易振興会（JETRO）は、継続的に在欧日系企業へのアンケート調査を実施しているが、その最新版において「人材の確保」が、中東欧における最大の経営上の問題点であることを報告している。（JETRO, 2016, p.16）

な文脈で理解すべきことである。しかも、このような理解が正しければ、東から西への労働力移動が減少するような契機は内在的には存在しないことになる。何故ならば、旧加盟国は新規加盟国から優秀な人材を受け入れ、自らの潜在成長力を実現、改善していくのに対して、新規加盟国は「頭脳流出」のみならず、「頭脳浪費」によって、労働力流出の負の影響にさらされるからである。

#### IV. EU単一市場の二面性

EU は、域内においてより自由な生産要素移動を促すための制度構築を進めてきており、それと並行して実際の要素移動も進んできた。その実態は、しかしながら、必ずしも予定調和的なものでもなかった。確かに、2017年3月に発表されたEUの今後の方向性を示す白書において5つのシナリオが提示される中、その最も控えめなシナリオにおいてすらSEMの堅持が掲げられていることから、その重要性を再確認できる。しかし、ここで留意すべきは、この最も控えめなシナリオでは、「財と資本の自由移動」が強化されると同時に、「人の自由移動、サービスの自由移動」が制限される可能性が示唆されたことである（European Commission, 2017a, p.18）。<sup>18</sup>確かに、「人の自由移動」に関する制限の可能性は、2015年あたりから頻発しているテロに起因する側面があるにしても、その経済学的分析を不要にするわけではない。むしろ、前章までの事実確認を踏まえて、SEMの意味を今一度考慮することが必要となる。

SEMは、四つの自由移動を謳う共同市場ではあるが、経済学的に見ればその四つの自由移動は性格的に異なるものである。財・サービスの自由移動は商品流通に関するものに対して、労働力と資本の自由移動は生産要素移動に関わるものだからである。前者の財・サービスの自由移動は、EU大での商品市場を形成することを意味し、まさしく字義通りのものである。財・サービスの自由移動を通じた商品市場の統合は、1) 不生産的な費用の削減、2) 規模の経済、3) 競争強化の三つの効果を通じてEU経済の再活性化に寄与するものとされている。

それに対して、後者の労働力と資本の自由移動は、単に生産要素「市場」を形成するだけでなく、資本-賃労働関係のあり方を再構築する。しかも、そのような再構築は、商品市場統合の間接的影響下で進められる。即ち、より広大で単一の市場への供給を目指す商品開発のための「新結合」、商品流通の簡素化による生産流通ネットワークの再構築、規模の経済を達成するための生産の集中・集積、競争激化に対応するための事業再編成などが、それである。このような過程が雇用に及ぼす影響は、資本-賃労働関係の再構築の性格によって異なってくる。

---

<sup>18</sup> サービスは多様なものを含み、特に、「営業の自由」はEU域内企業が他の加盟国にサービス提供拠点の設立を含んでいる。そのため、「サービス移動の自由」は、直接投資と密接に絡むだけでない。建設、輸送サービスなどに典型的にみられる「外国派遣労働者（posted workers）」は、実質的には労働力移動と同義のものである。それ故、将来的に規制の可能性が示唆されているのであろう。

一つは、移動する生産要素が、単純に新たな、広大かつ自由な市場条件下で、「効率的に」再配分される静的な場合である。この場合、新たに移動してきた生産要素は、受入国における生産要素供給の増加を意味し、そのままであれば要素価格の低下をもたらすことになる。実際、外国人労働者の賃金への影響を分析した実証研究において、Nickell & Saleheen (2015) は、移民労働が一国レベルではなく、地方レベルで賃金に影響を及ぼしていること、その際、未熟練労働者の賃金低下圧力が顕著であることを見出している。旧加盟国において新規加盟国からの移動労働者が、未熟練労働部門や非正規雇用部門で多く就労していることは、このような軋轢を高めることになろう。つまり、生産要素移動がある種のゼロ・サム・ゲームの場合には、社会的緊張が高まることになる。

直接投資に関しても、同様の懸念がありうる。単純労働集約的な産業や生産工程が、旧加盟国で維持困難になる中で、新規加盟国の相対的な低賃金を求めた直接投資を行った場合、社会的な緊張をもたらす可能性が高い。直接投資の送出し国においては、工場や事業所の閉鎖に対する労働者側の反発が予想されるだけでない。確かに、直接投資を受け入れた国では雇用が生み出されるかもしれないが、賃金格差のみが投資誘因である場合、当該受入国における賃金上昇、又は、より低賃金の投資先の登場によって、更なる移転が生じる可能性が高いからである。<sup>19</sup>その意味で、資本という生産要素の移動も、それがゼロ・サム・ゲーム的なものである場合には、根本的な問題解決とはならない。

他方で、より動学的な視野から生産要素移動を眺める場合、異なる可能性がありうる。Zimmermann (2004, 2009) は、労働力を熟練労働と未熟練労働に二分し、熟練労働が不足する場合には、たとえ潤沢に資本があっても、当該経済は潜在生産力を十全に発揮できない、というモデルを示した。その際、EUにおける労働移動は、バランスの取れた生産要素の充用を促すことになる。彼の議論は、労働力移動に重点を置いたものではあるが、その意味するところは、生産要素移動を通じた「新結合」の具体化が、シュンペーター的な意味での技術革新、イノベーションにつながる場合、ポジティブ・サム・ゲームとなり、社会的圧力を緩和するということである。旧加盟国が、IT 関連等の熟練労働を取り込みながら、近年は新規開設投資の回復基調にあることは、このような文脈で理解すべきであろう。

労働力移動ではなく、資本移動が新結合につながるように Zimmermann のモデルを再解釈するならば、SEM に関する興味深い意味合いを引き出す事が出来る。即ち、新規加盟国に熟練労働が留まりながら、新規投資を受け入れることが出来れば、新規加盟国の急速な発展を実現できるのである。実は、EU の東方拡大を見越して西欧だけでなく、欧州域外からも中東欧へ直接投資が行われ、受入国の発展に寄与したことは、そのような可能性の実現過程であったとも言えよう。<sup>20</sup>しかし、東方拡大の過渡期が過ぎ、労働力移動が自由化される

---

<sup>19</sup> JETRO は、在欧日系企業による将来的な事業縮小、撤退の原因として、人件費を含むコスト増が売り上げ減少に次ぐ要因であることを示している (JETRO, 2016, p.26)。

<sup>20</sup> 田中 (2007) が、EU の東方拡大と直接投資の拡大が並行して進み、シュンペーター的「新結合」に連なったと評した事象は、このような論理に拠るものであろう。

に従い、労働力、特に、熟練労働を送り出すようになってきた新規加盟国は、そのようなイノベーティブな再編成をうまく実現できなくなっている可能性がある。新規開設投資の低下傾向は、このことを示唆していると言えよう。確かに、労働力移動はその反対方向への資金の流れ、労働者の本国送金を生み出すことになるが、それは残された家族の生活費として消費され、直接投資のように生産的投資を活性化させる度合いは低い。しかも、新規加盟国の労働力移動が単なる「頭脳流出」に留まらず、過剰資格に示されるような「頭脳浪費」となる時、労働者の本国送金はより限定された役割しか果たしえないことになる。

上述のような限界を持ちながら共同市場が形成されて行く時、それは不可避免的に社会的な軋轢を高めざるをえず、何らかの対応が必要となるであろう。実際、自由な市場を構築していくことに対して疑問を呈する経済学者は、決して少なくない。特に、労働市場の特殊性を懸念する声は、Smith (1789) , Marshall (1961) , Polanyi (1957) などまでさかのぼることが出来る。彼らは、労働市場での需給関係が通常の商品市場と異なること、調整スピードが中長期的なものになること、労働力サイドに調整圧力が過度にかかることなどを指摘し、公的な介入の必要性に一定の理解を示している。文脈はやや異なるものの、市場の発展とともに公的領域の拡充の必要性については、近年でも、例えば、Rodrik (1998) や North, *et al.* (2009) なども指摘しているところである。SEM の一部が、生産要素市場を EU レベルで構築していく事であれば、経済学の碩学の問題提起に応じていくことが求められる。EU も決してこのような課題に無頓着なわけではなく、一定の対応を示している。限界も含めて、そのことを確認しておこう。

EU は自由化に傾斜しながら域内市場統合を進めてきているが、同時に、自由化がもたらす調整圧力への対応も行っている。まず、EU は域内の結束を強化するために、各種の基金を通じて資源再配分、所得再配分を行っている。地域間経済格差問題への対応のための欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund, ERDF) や結束基金 (Cohesion Fund)、社会問題への対応を目指す欧州社会基金 (European Social Fund, ESF) などが、これにあたる。そうした中、グローバル化の影響によって職を失ったものに対して、加盟国と共同して支援を与える欧州グローバル化調整基金 (European Globalisation Adjustment Fund, EGF) というものがある。この基金自身は、EU 域外との貿易、投資競争によって職を失った者への支援策であるが、時に多国籍企業の倒産や撤退に伴う失業者支援も含まれている。<sup>21</sup>例えば、EGF の資料では、Ford のベルギー工場閉鎖により失業した 5,000 人の労働者に対して、総額 600 万ユーロが提供され、うち 4,500 人の再就職に寄与した例などが紹介されている (European Commission, 2017c)。

EU 域内における労働力移動に関しては、2025 年までの五つの統合シナリオにおいて、今後は一定の制限もありうることが示唆されている。実際、欧州委員会は国外派遣労働者に

---

<sup>21</sup> 以下のホームページから、EGF に関する各種の情報が得られる。  
<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=326&langId=en>

関する規制の見直しに着手し始めている。<sup>22</sup>国外派遣労働者を送出している派遣企業は、受入国でなく、本国での法人税や社会保障負担に服するため、特に旧加盟国ではソーシャル・タッピングの批判が起きることもあり、これへの対処を進めようとしているのである。同時に、2010年4月のサラゴサでの欧州理事会での合意に基づき（Council of the European Union, 2010）、移民の社会的統合に関する各種のデータ情報収集と調和化を進めてきている。移民の社会的統合に関するレポートなどは、そうした試みによる成果の一部である（Eurostat, 2017; OECD/EU, 2015）。そして、得られたデータ、情報を基に彼らの社会的統合策を進める方針を示している。このような動きが、単にテロ問題で「人の自由移動」が政治問題化したことへの対応なのか、それとも自由化一辺倒への反省なのかは、定かではない。更に、その効果などについては今後の推移を見守りながら、評価しなければならないところである。

他方、多国籍企業の撤退やリストラ問題に対して、EUは欧州労働評議会（European Works Council, EWC）の設立を求めている（Waddington, 2011）。EU法は、EU域内で1000人以上を雇用し、少なくとも2か国以上で、それぞれ150人以上を雇用している多国籍企業にEWCの設立を求めている。2017年までの間に、EU内外の1,355社の多国籍企業によって、1,486のEWCが設立され、うち282社は合併などにより直接EWCを持たなくなっている。そのため、現在も活動中のEWCは1,116である。<sup>23</sup>このような超国家的組織を労働者側が有しているのは、EUだけであり、他の自由貿易協定などには見られない点である（Ando, 2009）。そして、そのような情報が事前に得られれば、事後対策をより早く、効果的に始めることも可能となる。先に指摘したEGFは、加盟国当局から基金への申請があって初めて支援のプロセスが始まるが、そうした申請は、将来的に労働者の解雇が予定されていることが判明した時点からでも可能である。その意味で、EWCの役割は決して小さくはない。

EUが上述のような諸方策を進めているとはいえながら、そこには大きな限界があることも指摘されねばならない。再配分・再分配政策をEUが行っているとは言え、そもそもEU財政そのものが対GDP比率1%程度の小規模なものでしかない。そのこともあり、EGFは加盟国との共同出資（co-funding）となっているが、そのことは加盟国の政策スタンスや能力に大きく左右される。例えば、イギリスなどはEGFに全く申請すらしておらず、<sup>24</sup>中東欧諸国はEGF申請に必要な人的資源を欠いている、と言われている。そして、インフラ整備などと異なり、資金の出所についての認知が低いことも問題として挙げられている。EGF

---

<sup>22</sup> News: The Commission presents reform of posting of workers – towards a fair and truly European Labour Market, (08/03/2016)  
<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=89&newsId=2488&furtherNews=yes> 2017年9月25日アクセス。

<sup>23</sup> 数字は全て、以下のホームページから（2017年9月10日最終アクセス）。  
<http://www.ewcdb.eu/stats-and-graphs>

<sup>24</sup> EGFは半年ごとにその申請状況の概要を発表しているが、2017年3月資料によれば、168件の申請中イギリスよるものは、1件も報告されていない。

による支援は、再雇用のための職業訓練や再雇用先の情報提供、支援のような無形のものであるため、EU による資金援助である旨を明示することが難しい。そのため、EGF からの支援を受けて再雇用の道をえた人間ですら、そのための資金の出所について認識しておらず、EU への支持に結びついていないのである。<sup>25</sup>

EU 域内労働力移動に関しては、その流れを一定程度制限する方向性が示されているが、それだけでは不十分であろう。確かに、新旧加盟国間の経済格差を考慮すれば、東から西への流れを押しとどめることは、非常に難しいところである。しかし、労働力移動が、一方で送出国の経済活力を削ぐものであり、他方で受入国の経済潜在力を開放するものであるなら、両者の格差構造が固定化されかねない。むしろ、労働力移動が一方向でなく、循環的な流れを形成するような方策が必要なのである (Zimmermann, 2009)。<sup>26</sup> 旧加盟国に流出した新規加盟国の労働者が、受入国で得た経験や知識を本国に持ち帰り、既存事業のより効率的な再構築に資するだけでなく、新たな事業を起こすことへの貢献が求められる。しかしながら、EU における政策形成、実行において、そのような提案は未だ議論の端緒にしか過ぎない。即ち、新規加盟国が近年送り出した自国民労働者の帰国について、return workers として支援する施策を検討し始めたばかりであり、未だ具体策の提案、実施には至っておらず、EU としても殆ど手付かずの状態である。<sup>27</sup>

多国籍企業が、事業環境の変化や経営状況によって、事業を再編成することは避けられない。EWC は多国籍企業の意味決定に関与するのではなく、関連情報を事前に通知され、時に諮問を受ける程度のものでしかない。確かに、そのような情報への事前アクセスは、影響を受ける労働者がそれに対する準備により早く取り掛かれるようにするものではある。しかしながら、多国籍企業によるそうした事前の諮問が十分に行われておらず、労働者側が EWC の規定違反として裁判所に訴えるケースも報告されている。例えば、2014 年の Sait-Gobain のベルギー工場閉鎖に対して、労働者側は会社側が EWC へ情報提供を怠ったことを根拠に、裁判所に提訴している。<sup>28</sup> つまり、EWC のような制度的な枠組みを構築するだけでは不十分であり、その内実を充実させていくことが EU の課題である。

商品市場のアナロジーで、自由な取引を阻害する諸要因を取り除くことを通じて域内の生産要素市場の構築を進めてきた EU ではあるが、自由化だけでは済まされない重要な課題への認識を示してきている。しかし、具体的な諸方策は未だ不十分なものでしかない。

---

<sup>25</sup> EGF に関わる情報は、2017 年 9 月 21 日の欧州委員会雇用総局でのヒアリングに基づくものである。

<sup>26</sup> Rodrik は、外国人労働力の循環を有効な労働力のグローバルゼーションの方策として、提起している。Rodrik (2011) pp.266-272 参照。

<sup>27</sup> 2017 年 9 月 18 日から 22 日までに著者が行った欧州委員会雇用総局における幾つかのヒアリングより。

<sup>28</sup> <http://www.eurofound.europa.eu/observatories/emcc/erm/factsheets/saint-gobain-glass>

## V. むすびにかえて

本稿は、EUによる経済統合の基幹をなすSEMを包括的に検討してきた。SEMは、商品市場の統合と生産要素市場の統合という二面性を持つことを踏まえ、特に、後者に焦点を絞りながら分析を進めた。既にローマ条約の中に、共同市場の規定があり、それを拡充する形での制度的枠組みが形成されてきたことを示し、そうした枠組みの下で、特に21世紀に入って以降の労働力移動と直接投資の実態を確認してきた。労働力も、資本もまず旧加盟国内での移動が活発であり、それに次いで、労働力移動は新規加盟国から旧加盟国に、直接投資についてはその逆方向の流れが重要であることを見た。そうした移動の内実に入り込んだ分析では、社会的な軋轢を生みかねないような問題点も指摘された。即ち、移動労働力の不十分、不適切な充用、直接投資の事後的な結果として生じる事業再編による失業問題などがそれである。更に、新規加盟国からの労働力移動が送出し国の活力を削ぐ危険性と新規加盟国向け直接投資の減退傾向が、同時並行的に生じてきている状況にも目を向けた。EUは、EGFなどを通じた資金提供、EWCといった枠組みの構築によって、一定程度対応しようとして来ているが、そのような試みは未だ不十分なままである。

SEMの複合的な性格に着目し、その制度、実態、課題、対応策について論じたところに、本稿の意義があると、同時に、そのような包括性ゆえに十分分析できなかった論点が残されていることも否めない。そのような残された課題を指摘し、本稿の結びとしたい。第一に、本稿ではEU全体、若しくは、新旧加盟国という大括りでの分析に終始した。しかし、EUが大小28ヶ国の組織体であると同時に、加盟国間の差異も存在している。今後は、より詳細な分析を進めていきたい。第二に、移動労働力、直接投資の実態については明らかにしたが、それらをもたらした諸原因や程度を確定するには至らなかった。第三に、EUの制度構築において、ユーロ導入とその危機という大きな変化があり、それが労働力移動や直接投資に影響を及ぼすものであることは想像に難くない。先の第二点と合わせて、今後の課題としたい。第四に、労働力移動と直接投資を直接的に結び付ける動きとして、国外派遣労働者の問題があるが、本稿では問題の所在のみを指摘するにとどめた。EU自身がこの問題への対処に動き出しており、推移を見守りながらも、この問題を検討していきたい。<sup>29</sup>最後に、国際生産要素移動に関する従来の研究は、労働力、資本いずれかに注目し、他方を無視するような形で、相互独立的に進められてきたが、本稿での分析はそれでは不十分であることを示した。しかし、それではどのように労働力移動の理論と直接投資の理論を総合していけばいいのか、という問題については結論が出せていない。これら残された諸課題の解決に向けて、更なる研究を進めることを約して、結びとしたい。

---

<sup>29</sup> 国外派遣労働者に関する研究が皆無というわけではなく、例えば、本田（2011）はその先駆的な業績であろう。



## 図表

図表-1 EU28における外国人\* (1000人)

	2016年		2005年	
	総数	シェア	総数	シェア
EU域内出身者	11,808	3.9%	8,050	1.7%
EU域外出身者	14,987	4.9%	16,575	3.5%
総外国人	26,796	8.8%	24,625	5.2%
EU総人口	305,883	100.0%	470,136	100.0%
総外国人に占めるEU出身者	—	44.1%		32.7%

出典：Eurostat データより著者作成

\*：2016年データは、20~64歳の労働力人口、2005年データは全年齢層人口

図表-2 EU加盟国\*における他の加盟国出身者の地理的分布 (2016年, 1000人)

		送出し地域		
		EU28	EU15	EU13
受 入 地 域				
	EU28	15,562	7,682	7,879
	EU15	15,087	7,489	7,597
	EU13	474	193	281

出典：Eurostat データより著者作成

\*：出身国が明示されていないキプロス、マルタを除き、その他の加盟国でも出身国によっては数字が欠如しているものがある。

図表-3 EUにおける就業・失業率 (2015)

	就業率	失業率
EU15	73.7%	9.0%
EU13	74.2%	11.0%
EU28	74.0%	10.3%
自国民	70.5%	8.8%

出典：European Commission (2017b), p.67

図表-4 移動労働者の状況 (2015)

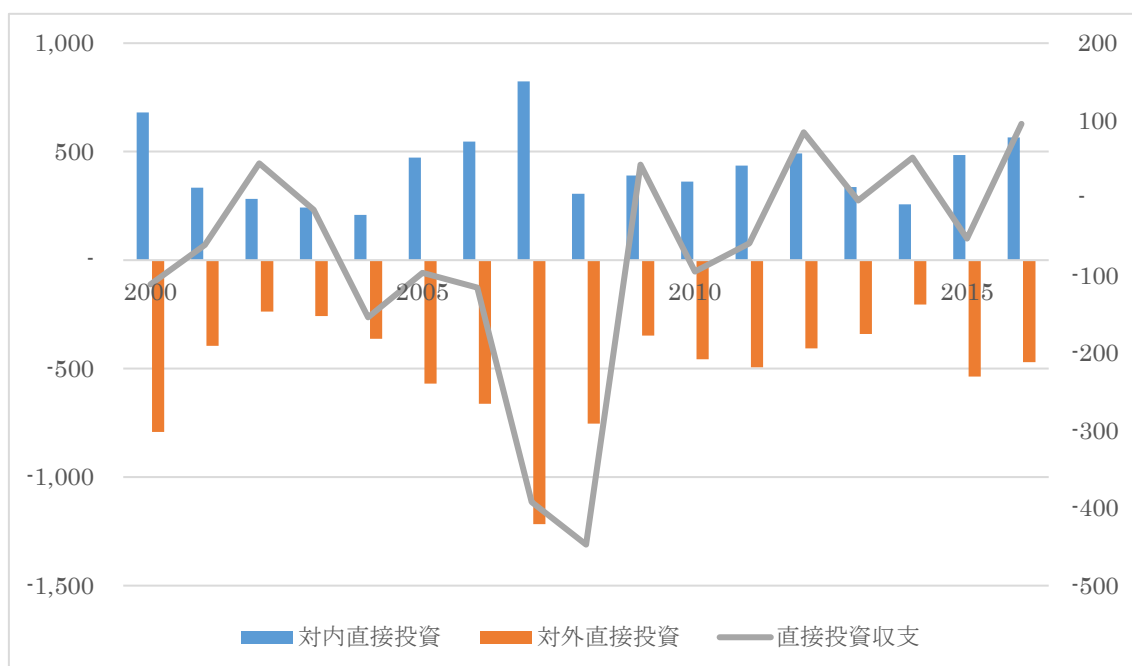
	期限付き雇用率	パートタイマー	長期失業者率
自国民	12.9%	18.4%	50.7%
移動労働者	15.9%	23.2%	42.0%

出典：Eurostat (2016) p.3.

図表-5 出身別性別就業職種分布 (2015)

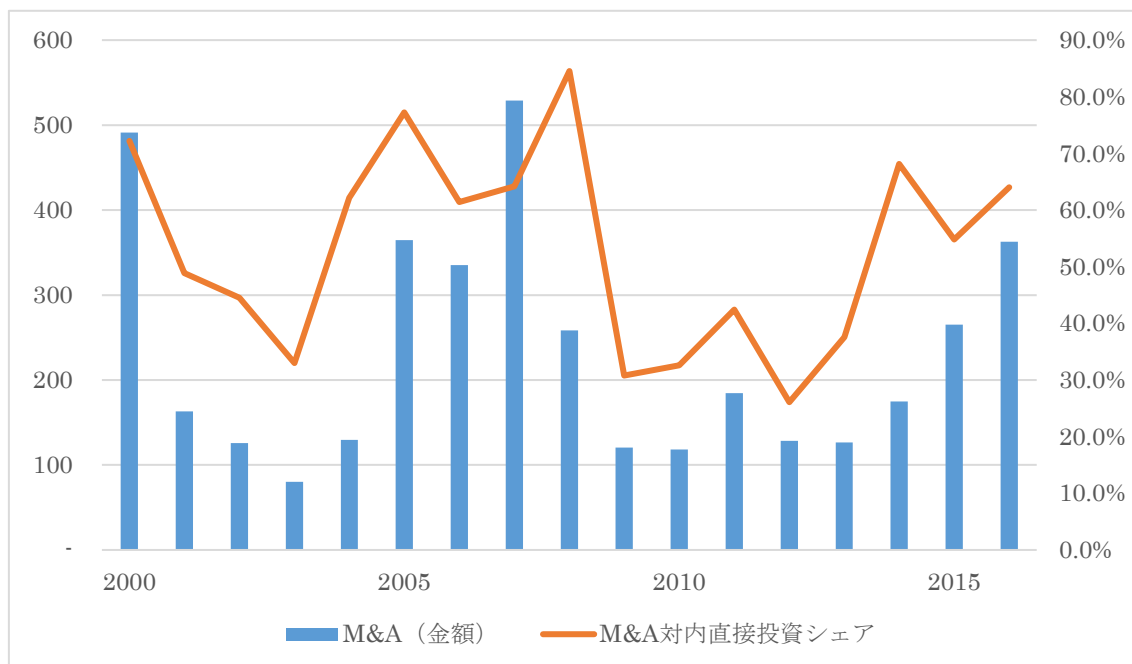
男性	旧加盟国	新規加盟国	自国民	女性	旧加盟国	新規加盟国	自国民
軍人	0.1%	0.0%	1.1%	軍人	0.0%	0.0%	0.1%
事務員	5.3%	2.5%	6.0%	事務員	9.8%	8.4%	14.7%
手工業者(含む販売)	11.6%	31.8%	19.2%	手工業者(含む販売)	1.6%	4.7%	2.7%
単純労働者	8.5%	25.2%	6.4%	単純労働者	13.8%	35.8%	9.3%
管理職	9.7%	2.7%	7.6%	管理職	4.6%	2.1%	4.4%
工場, 機械操作, 組立労働者	6.2%	17.4%	11.3%	工場, 機械操作, 組立労働者	1.3%	5.0%	2.9%
専門職	32.4%	6.3%	17.1%	専門職	33.0%	7.9%	22.4%
サービス, 販売員	11.8%	7.4%	11.0%	サービス, 販売員	20.7%	27.6%	22.8%
熟練農漁業者	0.6%	2.0%	4.5%	熟練農漁業者	0.3%	0.9%	2.6%
技術士	13.4%	4.5%	15.6%	技術士	14.6%	7.6%	18.1%

図表-6 対EU直接投資 (10億ドル)



出典：UNCTAD

図表-7 M&Aによる対EU直接投資（10億ドル）と総対内EU直接投資に占めるシェア



出典：UNCTAD

図表-8 EU加盟国\*における対内直接投資残高の地理的分布（2015年，10億ユーロ）

		送出し地域		
		EU28	EU15	EU13
受入地域	EU28	5,717	5,607	110
	EU15	5,130	5,075	54
	EU13	587	531	55

出典：Eurostat データより著者作成

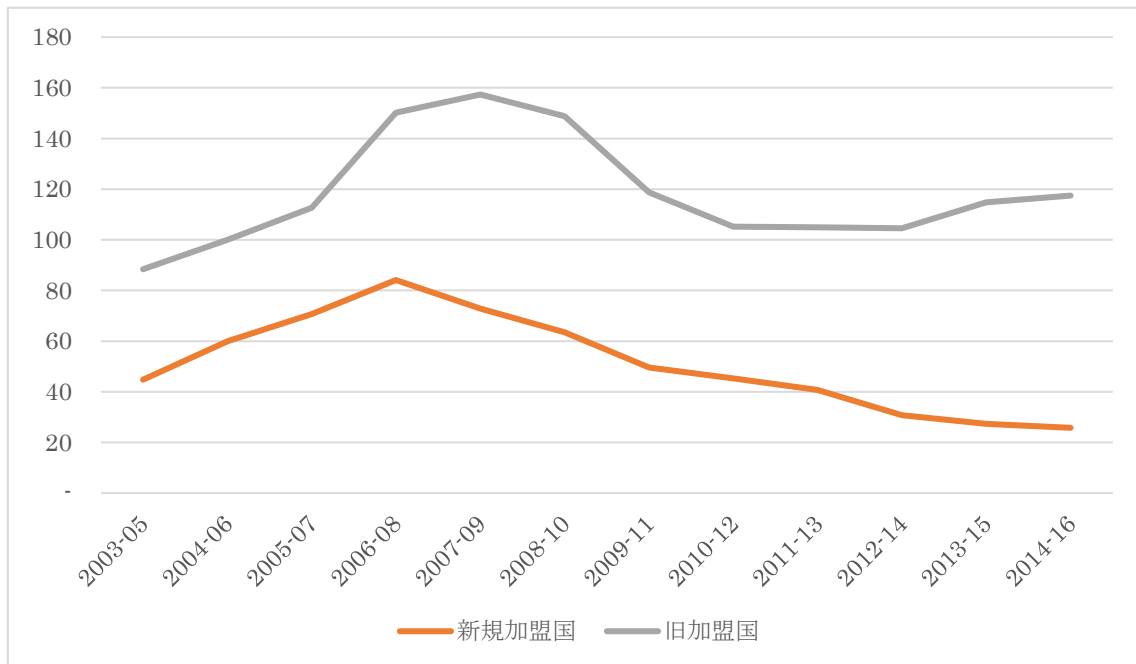
\*：投資国が明示されていないルクセンブルグ，オーストリアを除く

図表-9 EU 多国籍企業による事業再編の影響

	雇用創出		雇用削減	
	事業再編件数	雇用数	事業再編件数	雇用数
多国籍企業本国	275	164,037	359	161,488
他の EU 加盟国	117	187,910	278	347,419
旧加盟国	208	229,946	573	465,372
新加盟国	184	122,001	64	43,535
総計	392	351,947	637	508,907

出典：Ando (2017)とその元データより抽出，整理

図表-10 新旧 EU 加盟国向け新規開設投資額（10 億ドル）



出典：UNCTAD

## 参考文献

- Ando, K. (2009) Regionalization and Regionalism in Europe from the Perspective of Multinational Enterprises. In Nakamura, T. (ed.) *East Asian Regionalism from a Legal Perspective, Current Features and a Vision for the Future*. Routledge, Oxon. pp 86-106.
- Ando, Ken-ichi (2017) “*Divestment of multinationals and its impacts on the jobs*”, JOINT 44th Academy of International Business (UK & Ireland Chapter) CONFERENCE and 6th Reading International Business Conference, April 7, 2017, University of Reading, UK.
- Böhning, W. R. (1972) *The Migration of Workers in the United Kingdom and the European Community*, London: Oxford University Press
- Coase, R.H. (1937) The Nature of the Firm. *Economica*, ns 4, pp.386-405. (邦訳 ロナルド・H・コース (1992) 『企業・市場・法』(宮沢健一, 後藤晃, 藤垣芳文訳) 東京:東洋経済新報社, 所収)
- Council of the European Union (2010) *Declaration of the European Ministerial Conference on Integration* (Zaragoza, 15 & 16 April 2010)
- Dustmann, Christian & Frattini, Tommaso (2014) ‘The fiscal effects of immigration to the UK’, *The Economic Journal*, 124 (November), F593–F643
- European Commission (2010) “Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Towards a comprehensive European international investment policy, *COM(2010) 343 final*, Brussels: European Commission.
- European Commission (2016) *Single market integration and competitiveness report, 2016*, Brussels: European Commission.
- European Commission (2017a) ‘White paper on the future of Europe, Reflections and scenarios for the EU27 by 2025’, *COM (2017) 2025* of 1 March 2017
- European Commission (2017b) *2016 Annual Report on intra-EU Labour Mobility, Second edition May 2017*, Brussels: European Commission.
- European Commission (2017c) *European globalisation adjustment fund, Ten years of European Solidarity*, [https://ec.europa.eu/commission/files/european-globalisation-adjustment-fund-ten-years-european-solidarity\\_en](https://ec.europa.eu/commission/files/european-globalisation-adjustment-fund-ten-years-european-solidarity_en) accessed on May 7, 2017
- Eurostat (2016) ‘Migrant integration in the EU labour market in 2015, Activity rate for non-EU citizens lower than for nationals with a higher unemployment rate and a lower employment rate’, *Eurostat Newsrelease*, 110/2016 – 6 June 2016
- Eurostat (2017) *Migrant integration, 2017 edition*, Luxembourg: Publications Office of the European Union
- Franko, Lawrence G (1976) *The European Multinationals, A Renewed Challenge to American and British Big Business*, London: Harper and Row Publishers.

- Marshall, Alfred (1961) *Principles of Economics, 9th ed.*, Macmillan and Co. (First ed. in 1890) (アルフレッド・マーシャル (馬場啓之助訳) (1966) 『経済学原理』 東洋経済新報社)
- Nickell, S. & J. Saleheen (2015) “The impact of immigration on occupational wages: evidence from Britain”, *Bank of England Staff Working Paper* No. 574.
- North, Douglass C., Wallis, John J., & Weingast, Barry R. (2009) *Violence and Social Order, A Conceptual Framework for Interpreting Recorded Human History*, Cambridge: Cambridge University Press.
- OECD/European Union (2015) *Indicators of Immigrant Integration 2015: Settling In*, OECD Publishing, Paris.
- Polanyi, Karl (1957) *The Great Transformation, The Political and Economic Origins of Our Times*, Beacon Press (邦訳, カール・ポラニー (吉沢英成, 野口健彦, 長尾史郎, 杉村芳美訳) (1975) 『大転換, 市場社会の形成と崩壊』 東洋経済新報社, 東京)
- Rodrik, Dani (1998) “Why do more open economies have bigger governments?” *Journal of Political Economy*, vol. 106, no. 5, pp997-1032.
- Rodrik, Dani (1998) *The Globalization Paradox, Why Global Markets, States, and Democracy Can't Coexist*, Oxford: Oxford University Press.
- Smith, Adam (1789) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London. (邦訳, アダム・スミス (大河内一男監訳) (1976) 『国富論』 中央公論社)
- Thomas, Kenneth P. (2007) *Investment Incentives, Growing use, uncertain benefits, uneven controls, An exploration of government measures to attract investment*, Geneva, Switzerland: The Global Subsidies Initiative (GSI) of the International Institute for Sustainable Development (IISD)
- Waddington, Jeremy (2011) *European Works Council, A Transnational Industrial Relations Institution in the Making*, Oxon, UK: Routledge.
- Zimmermann, Klaus F. (2004) “European labour mobility: Challenges and potentials”, *IZA Discussion Paper* No. 1410, Bonn: Institute for the Study of Labour.
- Zimmermann, Klaus F. (2009) “Labour mobility and the integration of European labour markets”, *IZA Discussion Paper* No. 3999, Bonn: Institute for the Study of Labour.
- 安藤研一 (1994) 「経済統合のダイナミクス」 佐々木隆生, 中村研一 (編著) 『ヨーロッパ統合の脱神話化, ポスト・マーストリヒトの政治経済学』 京都: ミネルヴァ書房
- 遠藤乾 (2016) 『欧州複合危機, 苦悶する EU, 揺れる世界』 東京: 中央公論新社
- 岡部みどり (編) (2016) 『人の国際移動と EU, 地域統合は「国境」をどのように変えるのか?』 京都: 法律文化社
- セルバン・シュレベール, J-J. (1968) 『アメリカの挑戦』 東京: タイム・ライフ・ブックス
- 田中素香 (2007) 『拡大するユーロ経済圏, その強さとひずみを検証する』 東京: 日本経済

新聞出版社

中村民雄，須網隆夫（2010）『EU 基本判例集，第 2 版』東京：日本評論社

日本貿易振興会（JETRO）（2016）『欧州進出日系企業実態調査（2016 年度調査）』東京：  
日本貿易振興会

本田雅子（2011）「EU における国外派遣労働者：イギリスで生じた労働争議に関する一考察」『大阪産業大学経済論集』12 巻 2 号 191－209 頁.

#### 謝辞

本稿は，平成 29 年度日本学術振興会科学研究費基盤（C）（課題番号：15K03424）による研究成果の一部である。本稿は，同研究支援により 2017 年 9 月 18 日から 22 日に行った欧州委員会等におけるヒアリング調査で得られた知見を踏まえてのものであるが，ここに記されている見解などは全て著者のものであり，ヒアリング先の責任にはない。